

広島県告示第四百五十九号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和三年五月六日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所において縦覧に供する。

令和三年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

島戸地区

二 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線、基点三と基点四を結んだ線、基点一と基点四を水際線で結んだ線及び基点二と基点三を水際線で結んだ線により囲まれた区域

三 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市大柿町の国土地理院四等三角点「水尻」（北緯三四度〇八分五三秒一四六、東経一三二度二六分五二秒四八二八、標高五一・四二メートル）

基点一 基準点から三三五度五六分三一秒の方向一、〇八七・七七メートルの点

基点二 基点一から二〇四度二二分五八秒の方向二〇四・一四メートルの点

基点三 基準点から三一九度五六分二九秒の方向七三三・九五メートルの点

基点四 基点三から一四二度〇九分〇八秒の方向二四七・八二メートルの点

四 指定年月日

令和三年四月二十二日